

公 告

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

令和6年1月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者を公募する施設の名称

神奈川県立秦野ビジターセンター及び神奈川県立西丹沢ビジターセンター

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の基準

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 神奈川県立のビジターセンター条例第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。
- (7) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (8) 県民に丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園の地形、動物、植物、歴史等の学習の場並びに適正で安全な自然とのふれあい等に係る情報を提供し、もって県民の自然環境への理解に資するための施設としての神奈川県立のビジターセンターの役割を適切に担えること。

4 申請書の受付期間、場所及び方法

令和6年1月22日（月）から同年3月18日（月）までに、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課緑地・自然公園グループ（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階 電話（045）210-4310）へ送付してください。

送付によることができない場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の間に持参してください。

なお、郵送又は信書便による場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

5 募集要項の公表等

令和6年1月22日（月）から同年3月18日（月）まで、神奈川県環境農政局緑政部

自然環境保全課のホームページ（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/>）で公表しますので、ダウンロードにより入手してください。

なお、ダウンロードができない場合には、送付しますので事前にお申し込みください。送付の申込みの受付は、令和6年1月22日（月）から同年3月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

6 その他

詳細は、募集要項によります。